

「妊婦一般健康診査受診票」の交付について

妊娠おめでとうございます。

妊娠は新しい生命が芽生える大きな出来事ですが、その一方で心身共に大きな変化をもたらします。妊婦一般健康診査（妊婦健診）は、生まれてくる赤ちゃんとお母さんの健康を守り、妊娠が順調であるか確認するためのものなので、定期的に受診することはとても大切です。

南砺市では母子健康手帳交付時に「妊婦一般健康診査受診票（14回分）」を交付し、妊婦健診受診の助成をしています。受診票を定期的な妊婦健診のときに、産科医療機関や助産所の窓口へお出しください。

＜母子健康手帳交付時にお渡しするもの＞

- 妊婦一般健康診査受診票（14回分）
- 妊婦精密健康診査受診票交付申請書
- 産婦一般健康診査受診票交付申請書



ご注意

- * 受診票は再交付いたしません。
大切に保管しお使いください。
- * この受診票は病気の治療には使用できません。
- * 基本的な健康診査項目以外については、負担金が生じる場合があります。
- * この受診票の交付を受けてから他市町村へ転出された場合は、転出日以降、使用できなくなります。新住所地の受診票と交換する手続きをしてください。



妊婦精密健康診査について

妊娠中に異常がみられたときに、詳しく検査するための受診票「妊婦精密健康診査受診票」を交付します。対象は妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血、心疾患、切迫早産です。

母子健康手帳交付時にお渡しした「妊婦精密健康診査受診票交付申請書」に医療機関等で証明を受けてから申請してください。

＜交付申請先＞

福光保健センター、平保健センター、健康課保健係（井波庁舎）

- * この健診の結果、治療が必要となった場合は、妊産婦医療費助成制度を受けることができます。（別紙、「妊産婦医療費助成制度についてお知らせ」をご覧ください）



産婦一般健康診査（産婦健診）について

出産時に異常が認められた方に、産婦健診にかかる費用を助成しています。

対象は、前期破水、早産、常位胎盤早期はく離、帝王切開、低体重児出産（2,500g 未満）、死産等です。

該当される方は、出産後産婦健診を受診する前に、母子健康手帳交付時にお渡しした「産婦一般健康診査受診票交付申請書」に医療機関等で証明を受けてから申請してください。受診票「産婦一般健康診査受診票」を交付します。



県外で妊婦健診を受診される方は

県外の医療機関等で妊婦健診を受けられる場合は、県外用の受診票「妊婦一般健康診査費助成金交付申請書」と交換します。受診される前の手続きとなります。

県外での妊婦健診受診から健診費用還付まで

- ① 県外用の受診票「妊婦一般健康診査費助成金交付申請書」は、県内分の受診票と交換します。県内分の受診票をご持参ください。
- ② 受診する際、「妊婦一般健康診査費助成金交付申請書」を産科医療機関の窓口にご提出ください。
- ③ 健診費用はいったん現金でお支払いいただき、産科医療機関で申請書の証明欄を記入してもらってください。
- ④ 申請書と領収書、医療費明細書等を持参の上、還付の手続きをしてください。

＜受診票交換、還付等申請窓口＞

福光保健センター、平保健センター、健康課保健係（井波庁舎）

＜還付手続き＞

- 申請期限 妊婦一般健康診査最終回の受診日から 3 か月以内
- 必要書類
 - ・ 妊婦一般健康診査費助成金交付申請書（様式 1 号）
 - ・ 領収書（原本）
 - ・ 医療費明細書（添付できないときはご相談ください）
 - ・ 印鑑
 - ・ 振込み口座のわかるもの（請求書に記載いただくため）
 - ・ 請求書（様式第 4 号）・・・申請場所で記載いただきます
 - ・ 母子健康手帳

* 上記の産婦一般健康診査を県外で受診される場合は、県内で受診される場合と同様、「産婦一般健康診査受診票交付申請書」に医療機関の証明を受けてから申請してください。県外用受診票「産婦一般健康診査費助成金交付申請書」を交付します。手続きは、上記「県外での妊婦健診受診から健診費用還付まで」の②～と同様となります。

＜お問い合わせ先＞

福光保健センター

〒939-1732 南砺市荒木 1528 番地

TEL：0763-52-1767 FAX：0763-52-6511